

身辺雑記

原子力補償法 外遊こぼれ話

我妻 榮

原子力保障法

◇原子力に関するいろいろの施設の運営から生ずる損害の補償問題について、わが国の私法学者も、本式にとりくんで研究すべき時期が来ている。

イギリスから購入することになったコールドーホール型の原子炉が、地震に堪えるかどうか、万一損害を生じた場合に誰が補償義務を負うか、という問題は、今日でも、新聞の重要なトピックになっている。原子力産業会議は、すでに「原子力補償問題特別委員会」を設け、法曹界の元老岩田宙造博士を委員長として、研究をはじめ、五月頃には結論を出す意気込みだという(朝日三月二〇日、原子力産業新聞二月二五日)。

九州大学の菊池勇夫教授は、つとに、原子力法学の研究をすすめて、同大学の機関誌「法政研究」(二三巻二一四合併号)

には「原子力基本法の平和目的」を、また、「法と政治の研究」(九大法学部創立三十周年記念論文集・有斐閣)には「原子力法学の展望」特にその社会法的问题の研究」を発表しておられる。もっとも、これは、その中に指示されているように、一般的な補償問題には、あまり深く入っていない。いや、教授の専門の社会法学的立場から問題を探求しながら、補償問題は残されたものとして、私法学者の怠慢を責めているようにもみえる。

◇もっとも、私法学者も、この問題について、全然無関心であつたわけではなう。ビキニの問題が生じたときに、東京大学の加藤一郎教授は「ビキニ水爆実験と損害補償」(ジュリスト六二二号)について、貴重な研究を発表した。しかし、水爆実験は、原子力補償問題としては、むしろ異例な事項である。原子力の平和的利用を目指す場合には、ある程度まで不

可避の災害が生ずるとして、これを忍んでやらなければならない。そして、そのためには、一方では、科学の進歩をはかって損害をできるだけ未然に防止することを期することにも、他方では、しかもなお生ずる損害については、これを充分に補償する途を講じねばならない。それも、たまたまその施設を運営するものの負担で補償するのではなく、原子力の利用によって利益を受けるもの全体の負担でこれを補償すること、すなわち、何等かの形式の保険制度の確立へと進まねばならない。かように考えると、原子力の平和的利用に伴う損害補償の問題は、水爆実験による損害補償とは、おのずから別の角度から研究をすすめるなければならないことにならう。

可避の災害が生ずるとして、これを忍んでやらなければならない。そして、そのためには、一方では、科学の進歩をはかって損害をできるだけ未然に防止することを期することにも、他方では、しかもなお生ずる損害については、これを充分に補償する途を講じねばならない。それも、たまたまその施設を運営するものの負担で補償するのではなく、原子力の利用によって利益を受けるもの全体の負担でこれを補償すること、すなわち、何等かの形式の保険制度の確立へと進まねばならない。かように考えると、原子力の平和的利用に伴う損害補償の問題は、水爆実験による損害補償とは、おのずから別の角度から研究をすすめるなければならないことにならう。

◇かようなことを考えている私は、最近の外国雑誌のなかにこれに関する二三の論文を発見した。まず、スイスの法曹新聞の昨年一〇月一五日号(Schweizerische Juristen-Zeitung, 1957, Heft 20)には、カウマン教授(Otto K. Kaufmann)の「原子力立法の法律問題」(Rechtsfragen der Atomenergie-Gesetzgebung)という小論文が載っている。これによると、スイス聯邦政府は、原子力に関する法律を制定しなければならぬことになったらしい。教授は、「スイスの新憲法」(Das neue

Landliche Bodenrecht der Schweiz 1946) という名著の著者だから、たゞん民法学者であらう。その中の「賠償責任と保険」の節は相当に詳細である。つぎに、アメリカの比較法雑誌の昨年冬月号(The American Journal of Comparative Law, vol. 6 No. 1)に、ポラック(Jaroslav G. Polach)という人が、「西ドイツにおける原子力立法」(Atomic Energy Legislation in Western Germany)について紹介している。占領時代の立法の方が比較的詳しく説かれているが、沿革を知るに便利である。氏はチエコスロヴァキア出身の人らしい。

◇おわりに注目すべきは、西ドイツにおける原子力立法の努力である。一九五六年一月一四日に、一つの法案が国会に提出されたが、それは「核エネルギーの創出及び利用並びに災害に対する防護に関する法律案」(Entwurf eines Gesetzes über die Erzeugung und Nutzung der Kernenergie und den Schutz gegen ihre Gefahren (Atomgesetz))と名づけられている。そして、原子力に関する法律制定の権限が連邦政府と州政府のいずれに属するかを定めるために基本法(Grundgesetz)に修正(追加)を加える法律案を伴っている。注目すべきことは、この法律案が、行政的な取締から、賠償責任に

関するものまで、相当詳細な内容をもち

ていることである。

ドイツの法曹新聞 (Juristenzeitung) 一九五七年二一号の簡単な報告によると、この法案は、特別委員会を通過したが、最後の段階(一九五七年六月二七日の連邦国会の審議)で、不成立に終わった。そこで、政府は、短期間に、「臨時原子力法案」(E. eines vorläufigen Atomgesetzes)を作成して、同年七月二六日に聯邦参議院に提出したが、参議院は、審議をせず、聯邦国会にも提出されなかった。そして、すべては、第三期国会の仕事に送られたことになっている、とのことである。

私は、この臨時法案についてはこれ以上のことを知る資料をもたないが、右の法案と理由書及び国会の審議録は、ドイツ留学中の川井助教授(北大)の厚意で私の手許に届いている。川井君が乏しい財布から航空便の費用を出して送ってくれたものだから、早く研究しなければならぬと思っているが、私には、いままの余裕がない。志ある人に利用してもらいたいと願っている。

Atomic Operations) という問題を取り上げています。そして日本の法曹界代表として出席する友人成富信夫君は、アメリカ合衆国ミシガン大学法学部長のステーション教授とともに報告者に指名された。かれは、大いに張り切って、研究し、すでに報告書を送付したらしい。私は、この問題の研究について怠慢であったわが国

外遊こぼれ話

六 邦文タイプライター

◆この度の外遊にも、私は、肩書の東京大学名誉教授と法務省特別顧問を英文で表わした英字の名刺を用意して行った。訪問した教授などにそれを差し出すと、「日本ではこういうのじゃなく、別な字を用いるでしよう」と聞く人が多し。そこで、裏面に日本語で肩書と氏名を書いておいて、それを示しながら、説明することにした。

の民法学者の一人として、かれに学問的援助を与え得なかつたことをすまないと思う。しかし、いまさらどうにもしようがない。相手のステーション教授は、アメリカにおける原子力法研究のヴェテランである。相手にとって不足はない。成富君が、もたまえの負けん気を發揮して、健闘されることを祈るほかはない。

くる。「そんな便利なものがあるのに、どうして複雑な漢字を用いるのか?」 ◆これに対する答はむずかしい。私自身よくわからないからである。しかし、何とか答えなければならぬ。そして、およそつぎのような問答が続く。 日本には、同じ音で全然別な意味のもの非常に多い、例えば、「はな」には、「ノーズ」の意味と「フラワー」の意味がある。かなで書いたのでは、どちらの「はな」かわからないが、漢字で書くと、ノーズは鼻、フラワーは花で、すぐわかる。 そんなことをいうなら、ラジオで話されたときは、わからんじゃないか。ラジオで字が見えるわけではあるまい。 いや、ノーズの「はな」とフラワーの「はな」とでは、アクセントが違う。耳で聞くときはわかる。 なるほど、そうか。しかし、「はな」などという短い音のアクセントがどれだけ違うか知らないが、ラジオでわかるのは、アクセントよりも、むしろ、前後の関係で……例えば、さくらの「はな」は美しいといったときの「はな」はフラワーで、あの人の「はな」は高い、というときの「はな」はノーズだというふうには……わかることにはなるのじゃないか。 そういう意味もなうことをはなさない。 それなら、かなで書いた場合にも、前